

住民票・戸籍に関する証明等交付申請書(法人用)

桜川市長 あて

令和 年 月 日

① どなたの証明が必要ですか。

※ 筆頭者は亡くなられても変わりません。

| | | | |
|---------|--------|-----------------|--------------------------|
| 住所 / 本籍 | 茨城県桜川市 | | |
| 筆頭者の氏名 | フリガナ | (※住民票申請の際は記載不要) | |
| 必要な方 | フリガナ | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生 |

② どのような証明が必要ですか。

| | | | | | |
|--------------------|------|---|------------------------------|------|---|
| 戸籍全部事項証明 (戸籍謄本) | 450円 | 通 | 戸籍個人事項証明 (戸籍抄本) | 450円 | 通 |
| 除籍 (謄・抄) 本 | 750円 | 通 | 改製原戸籍 (謄・抄) 本 | 750円 | 通 |
| 住民票 (抄本) | 300円 | 通 | ※原則、本籍・続柄を省略したものととなります。 | | |
| 戸籍附票 (全員) | 300円 | 通 | 戸籍附票 (個人) | 300円 | 通 |
| ※戸籍附票で証明が必要な住所 () | | | 必要な住所の範囲によって、2通以上になる場合があります。 | | |
| その他の証明 () | | 通 | ※手数料等、事前にお問い合わせください。 | | |

※下記に申請理由を具体的にお書きください。

()

★相続などで、必要とする証明書の種類が確定できない場合は、下記にご記入ください。

今回は(明・大・昭・平・令 年 月 日生)が亡くなったことによる手続きで、


亡くなったことがわかる戸籍 各()通必要

亡くなった人について()から()までの戸籍が 各()通必要

()と()の関係がわかる戸籍が 各()通必要

その他()

③ 申請者はどなたですか。

| | | | | |
|------|---|------------------|--|---|
| 所在地 | 〒 | 電話番号 | | — — |
| | | 平日の昼間に連絡の取れる電話番号 | | |
| 法人名 | | 代表者名 | |  ※次のいずれかをご押印ください ・社印 ・代表者印 ・営業所印 |
| 営業所名 | | 担当者名 | | |

○いつわり、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられることがあります。(戸籍法第133条)

○使いみちがプライバシーの侵害になるような不当な目的によるものであるときは、請求に応じられません。(戸籍法第十条第二項・住民基本台帳法第二十条第五項)